

## 市立千歳市民病院 ボランティアの会「スマイルハートリー」規約

### (名称)

第1条 本会は「市立千歳市民病院ボランティアの会「スマイルハートリー」と称する。

### (目的)

第2条 本会は市立千歳市民病院の理念「より質の高い心あたたまる医療の実現」を尊重し、訪れる人が安心して病院を利用できるようなボランティア活動を目的とし、活動や研修を通して、自己の成長や多くの人との交流を図る。

### (活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 病院を訪れる人に対する案内や介助等。
- (2) ボランティアに関する知識を習得し、自らの資質の向上を図る。
- (3) ボランティアに関する広報・普及活動。
- (4) その他目的達成に必要と認められること。

### (会員)

第4条 本会の会員は第2条の目的に賛同し、第3条の活動に参加する者とする。

2 会員の種別は登録会員と協力会員とする。

- (1) 登録会員とは原則として週1回定められた曜日に活動する者をいう。
- (2) 協力会員とは得意の分野で活動する者をいう。

3 入会については、希望者とコーディネーターが面談し、双方の合意のうえで決めるものとする。

4 休会と退会については次のとおりとする。

- (1) 継続して休む時や退会を希望する場合は、事前にコーディネーターに申し出るものとする。
- (2) 無断で活動を休止し、年度末までに連絡がない場合は、退会したものとする。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 監査 1人
- (5) 世話役 5人(各曜日1人)

2 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げないこととする。

3 役員に欠員が生じたときは、補充選任することができる。但し、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその任務を行うこととする。

( 役員の仕事 )

第 6 条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 会長は、会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理する。
- (3) 会計は、会の会計を担当する。
- (4) 監査は、会計を監査する。
- (5) 世話役は、各曜日を総括する。

( 会議 )

第 7 条 本会の会議は、定期総会、役員会及び連絡会議とする。

- 2 定期総会は年度当初に開催し、緊急の場合はその都度臨時総会を開催する。
- 3 役員会は必要な都度開催する。
- 4 連絡会議は各曜日の会員により月 1 回開催する。

( 定期総会 )

第 8 条 定期総会は会員の過半数の同意により、次の事項を議決する。

- (1) 前年度事業報告・本年度事業計画案の承認
- (2) 前年度事業計画の収支・決算の報告・承認
- (3) 本年度事業計画予算案の承認
- (4) 役員の改選
- (5) その他

( 役員会 )

第 9 条 役員会は、会長、副会長、会計、監査、世話役を以て構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会の提出議案。
- (2) 会の運営に必要なと認められるもの。

( 会計年度 )

第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

( 監査 )

第 11 条 監査は、毎年度末に 1 回行う。

( その他 )

第 12 条 本規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度会長が役員会に諮って決定するものとする。

( 付則 )

- 1 この規約は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。